

「映像のまち条例」に基づく基本計画の策定について

計画名称案

映像のまち札幌推進プラン（懇話会の意見等を踏まえ最終決定）

計画構成案

はじめに（市長コメント）

第1章 策定の趣旨

1 背景

- 札幌市の映像産業（事業所数、従業者数、他都市比較など）
- 札幌市の映像産業振興の経緯（ICC・短編映画祭・札幌FC・札幌コンテンツ特区・映像のまち条例など）
- 国（クールジャパン）の動き（地方の特色あるコンテンツの海外展開の促進など）
- 映像事業者の取り巻く環境（発信媒体の多様化、技術の高度化、グローバル化など）
- 市民を取り巻く環境（スマートフォンの普及、動画サイト・SNSによる映像発信の容易さなど）

2 計画の必要性

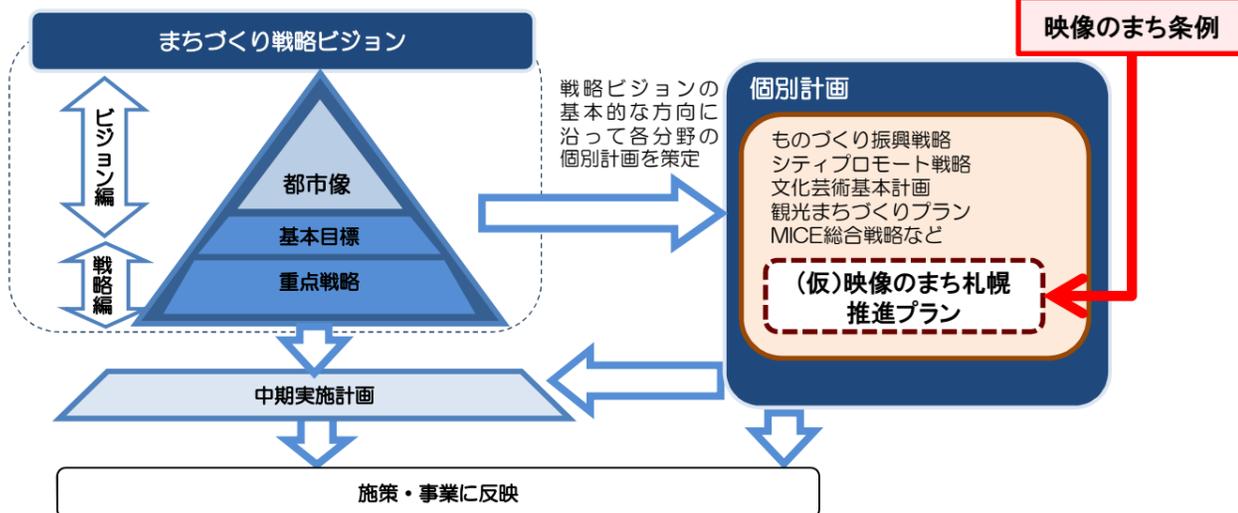
- 経済活性化（食や観光など多様な産業への波及効果）
- 映像を基軸としたクリエイティブ産業振興の重要性
- シティプロモートにおける映像の効果
- ロケ誘致によるシビックプライドの醸成
- 市民の創造的活動としての映像制作・発信

3 策定経緯

- 検討委員会※、庁内会議、パブリックコメント
- ※検討委員会：（仮称）札幌映像基本計画検討委員会
映像関係事業者、学識経験者、市民等で構成される懇話会。
計画案や映像振興施策等について意見を伺う。

4 計画の位置付け

- 上位となる、ビジョン、戦略等との整合性に配慮し、関係する部門別計画と連動した計画とする。



第2章 目的

市民、事業者、市が協力・連携し、映像の力を活用したまちづくりを進めることで、札幌をさらに豊かで魅力的な、世界が憧れるまちさっぽろを実現する

第3章 計画期間

- 平成28年度～32年度の5年間
- の計画とする。
- 33年度以降は、映像をとりまく社会環境などを鑑み、必要に応じて見直しを図ることとする。

第4章 施策展開に向けた視点

1 映像制作機会の拡大の促進

- ⇒国内外からのロケ誘致を推進するとともに、市内事業者の映像制作機会の拡大を図る
- 映像関連以外の事業者の映像活用による、市内映像事業者の映像制作機会の拡大
- 海外映像事業者と市内映像事業者による国際共同映像制作の促進
- 国内外からのロケ誘致の推進

2 撮影環境の整備

- ⇒市所管施設等の撮影受け入れ体制の整備や、民間施設の撮影受け入れに関する理解促進

3 多様な産業への波及

- ⇒映像産業の振興のみならず、映像の活用による、食や観光をはじめとした、さまざまな産業の活性化を図る

4 地域間連携（道内・国内・海外）の促進

- ⇒ロケ誘致における道内自治体やフィルムコミッションとの連携を強化
- 国内他地域と連携し、地域ならではの映像コンテンツを輸出するために、国際商談会へ共同出展
- 海外（官公庁・映像事業者）と連携し、札幌の魅力を発信する映像制作（国際共同制作）を推進

5 シティプロモートへの活用

- ⇒映像が持つ直感的な情報伝達力を活用した国内外への札幌の魅力を発信（オリンピック・パラリンピック招致等を見据えた積極的な映像発信）

6 シビックプライドの醸成

- ⇒市内でのロケ撮影を通じて、市民からの協力や理解を得るとともに、映像を通じて札幌の魅力を再発見することで、市民のシビックプライドを醸成

7 次代を担う映像人材の育成

- ⇒企業・団体・学校等と連携し、映像の鑑賞や制作を通じた、映像人材の育成

8 市民の創造性の誘発

- ⇒市民による映像制作・発信に取り組む機会の充実

9 まちの記録

- ⇒行事や大規模工事などの映像記録・保管

第5章 映像振興施策

- 映像をつくる（制作支援・環境整備・人材育成・市のPR映像制作）
- 映像をつかう（映像産業以外の産業による映像活用の促進）
- 映像を発信する（番組輸出支援、市の広報番組、各種イベントでの映像活用等）
- 映像をみる（鑑賞の場の提供・上映会等の支援）
札幌国際短編映画祭
市民・団体が行う上映会の後援や広報支援
- 映像を残す（記録・保管）
イベント・工事記録映像、各事業で作成したプロモーション映像の保存

第6章 推進体制

1 進捗・効果を計る数値指標

- 映画・ドラマロケ誘致件数
- 市内映像事業者の売上高・従業者数
- 市民へのアンケート調査

2 推進体制

- 懇話会（（仮称）映像のまち推進委員会）を創設し、計画推進の機運の醸成を図る